

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第24号

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成12年新潟市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日」を「減免を受けようとする月の末日」に改め、「特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日まで」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。